

協議第7号

国・道からの財政支援について

幕別町、更別村及び忠類村の3町村が、合併による新たなまちづくりを進めるにあたり、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づき受けられることのできる国及び道からの財政支援について、別紙2のとおり確認する。

国・道からの財政支援

町村は、合併することによって諸経費の節約が可能になるなど、より効率的な行財政の運営が可能になりますが、その一方で、合併直後は新しいまちづくりなどのために多額の経費を要することとなります。

そこで、合併直後の町村におけるまちづくりを支援するとともに、その行財政基盤の強化を図るために、国や道から次のような特例的な財政措置が講じられることとなっています。

1 合併市町村補助金（国）

2億7,000万円（3年間の合計上限額）

平成17年3月31日までに合併した町村を対象に「市町村建設計画」に基づいて行う事業で、地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業について、人口規模により算出される合併町村ごとの額の合計額を上限として3年間で限度として補助が行われます。

2 合併支援補助（道）

補助率1/2

上限額 ハード系 2億円/事業

ソフト系 2,000万円/事業

下限額 ハード系 1,500万円/事業

（合併特例債を利用する事業は1,000万円/事業）

ソフト系 500万円/事業

平成17年3月31日までに合併した町村を対象に「市町村建設計画」に基づいて行う事業で、地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業に補助が行われます。

3 普通交付税

合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）

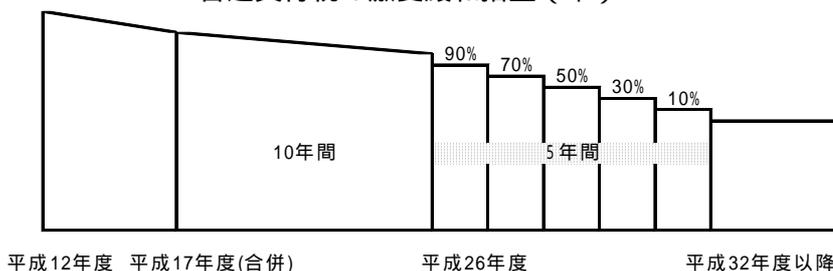
3億1,000万円（5年間の合計額）

合併直後に必要となる、行政の一体化（コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）や住民サービスの水準等の調整等に要する経費について、通常の普通交付税に上乘せが行われ、合併後5年間で均等に措置されます。

普通交付税の算定の特例措置（合併算定替）

合併後10年間は、合併がなかったとして旧町村ごとに算定した額の合算額（以下「合算額」という。）を下回らないよう保障されており、さらにその後5年間は、合算額との差額を段階的に縮減する激変緩和措置が講じられています。

普通交付税の激変緩和措置（率）



4 特別交付税

合併に対する特別交付税措置

4 億 2 , 0 0 0 万円 (3 年間の合計上限額)

合併年度又はその翌年度から 3 年間にわたり、ア)合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、イ)公共料金格差是正、ウ)公債費負担格差是正、エ)土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要について、特別交付税により包括的に措置されます。

合併移行経費に対する特別交付税措置

総務大臣が調査した額の 5 割

合併関係町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併関係町村の合併の議決のあった日から合併の期日までに要する電算システム統一等の経費について、特別交付税措置が講じられます。

5 地方債

合併推進債

対象事業費の概ね 9 割

道から合併重点支援地域の指定を受けた場合、合併推進に資するための公共施設整備の単独事業に要する経費については、原則事業開始年度以降 3 ヶ年度以内に限り、合併推進債を起すことができ、充当率は対象事業費の概ね 90%で、元利償還金の 50%が普通交付税で措置されます。

合併特例債

1 0 9 億 7 , 0 0 0 万円 (上限額)

「市町村建設計画」に基づいて行う一定の公共施設の整備事業に要する経費や地域住民の連帯強化等のための基金積立に要する経費については、合併特例債を起すことができ、充当率は対象事業費の 95%で、元利償還金の 70%が普通交付税で措置されます。

- (1) 建設事業についての起債可能額 9 4 . 1 億円 (うち 70%普通交付税算入)
- (2) 基金造成についての起債可能額 1 5 . 6 億円 (うち 70%普通交付税算入)